

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
変更計画	令和3年度
計画主体	知名町

知名町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：農林課

所在地：鹿児島県大島郡知名町知名307

電話番号：0997-84-3164(直通)

FAX番号：0997-93-5176

メールアドレス：nourin@town.china.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、キジ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	知名町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和元年度) (単位:千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	いも類(バレイショ)	0.08ha 127千円
	工芸作物(さとうきび)	0.02ha 16千円
		計0.10ha 143千円
カラス	豆類(落花生)	0.06ha 60千円
	工芸作物(葉たばこ)	0.01ha 42千円
		計0.07ha 102千円
キジ	いも類(バレイショ)	0.03ha 45千円
		計0.03ha 45千円
合計		0.20ha 290千円

四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1. イノシシ 大山周辺のさとうきび・バレイショ圃場で被害が多数見られ、さとうきびは10月～3月の生育期・収穫期に茎の食害が発生しており、バレイショは植え付け後の葉茎の掘り起こしによる枯死や収穫期の芋自体への食害がある。</p> <p>2. カラス 町内全域で、落花生・葉たばこ等の食害が見受けられる。落花生は収穫期に実の食害があり、葉たばこは植え付け後の苗の掘り起こしや葉の食害が発生している。また、牛舎における畜産飼料の食害、糞害等衛生面での被害に加え、住宅街でのゴミ散乱による生活環境への被害も見られる。</p> <p>3. キジ 町内全域で、バレイショの芋自体の食害が見られる。発生時期としては、芋が肥大する2月～4月が多い。</p>

・全体を通し、被害が軽微なため、農家からの通報や報告は少ないが、集落代表者や猟友会、JA野菜担当からの聞き取りによると多数被害がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標 (単位:千円/ha)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)	軽減率(%)
イノシシ	被害面積 0.10ha	被害面積 0.07ha	30
	被害金額 143千円	被害金額 100千円	30
カラス	被害面積 0.07ha	被害面積 0.05ha	30
	被害金額 102千円	被害金額 71千円	30
キジ	被害面積 0.03ha	被害面積 0.02ha	30
	被害金額 45千円	被害金額 32千円	30
合計	被害面積 0.20ha	被害面積 0.14ha	30
	被害金額 290千円	被害金額 203千円	30

四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣の捕獲は知名町猟友会と連携して実施している。</p> <p>鳥獣被害対策実践事業(推進事業)により、カラス捕獲箱を令和元年度に2基、令和2年度に1基導入し、駆除を実施している。</p> <p>町単独事業で捕獲報奨金(イノシシ:37,000円/頭、カラス:1,500円/羽、キジ:1,500円/羽)を設定し、緊急捕獲活動支援事業による報奨金への上乗せ助成を行っている。</p>	<p>現在は猟友会員7人(銃猟7人、わな猟3人)であるが、会員の高齢化が進んでいることに加え、狩猟免許の取得が容易でない地理的条件にあるため、捕獲従事者の確保・育成が課題である。</p>
防護柵の設置	<p>被害多発圃場においては、農家個別で侵入防止柵を設置して</p>	<p>各農家の個別対応のため、負担が大きい。</p>

等に関する取組	いる。	
---------	-----	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲従事者の育成・確保 集落住民に対し、鳥獣の生態や習性及び侵入防止方法周知や普及啓発
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会(銃猟7人、わな猟3人)と連携し、イノシシは銃器、罠により、またカラス、キジは銃器、捕獲箱(カラスのみ)により、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ カラス キジ	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動を通じて狩猟免許取得を推進する。 ・カラス捕獲箱の増設、猟友会による捕獲報奨金の取組を継続することで捕獲活動を強化する。 ・県の鳥獣被害対策実践事業への取り組みにより、報奨金を増額する。 ・集落に対して野菜や果樹の残さを撤去する等の被害対策を啓発する。

令和4年度	イノシシ カラス キジ	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動を通じて狩猟免許取得を推進する。 ・カラス捕獲箱の増設、猟友会による捕獲報奨金の取組を継続することで捕獲活動を強化する。 ・県の鳥獣被害対策実践事業への取り組みにより、報奨金を増額する。 ・集落に対して野菜や果樹の残渣残さを撤去する等の被害対策を啓発する。
令和5年度	イノシシ カラス キジ	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動を通じて狩猟免許取得を推進する。 ・カラス捕獲箱の増設、猟友会による捕獲報奨金の取組を継続することで捕獲活動を強化する。 ・県の鳥獣被害対策実践事業への取り組みにより、報奨金を増額する。 ・集落に対して野菜や果樹の残渣残さを撤去する等の被害対策を啓発する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>イノシシ 平成29年度27頭，平成30年度17頭，令和元年度39頭で年間平均28頭の捕獲数で推移している。これまでの駆除により個体数は減少しているが、更なる頭数減を目指すためにも捕獲計画数は50頭とする。</p> <p>カラス カラスについては、近年、被害区域の拡大と捕獲数の増加から生息数も増加していると推測される。 今後、捕獲従事者の確保・育成を図りつつ、段階的に捕獲数を増加させることとする。 なお、カラスの捕獲計画数については、被害の軽減を図るため、捕獲箱を令和元年度に2基、令和2年度に1基導入し、また、令和3年度の捕獲目標を800羽、令和4年度を900羽、令和5年度を900羽と増羽し捕獲を推進する。</p> <p>捕獲実績 平成29年度 466羽，平成30年度 512羽，令和元年度 585羽</p> <p>キジ キジの被害は近年増加傾向にある。捕獲数については平成29年度300羽)、平成30年度309羽、令和元年度176羽となっている。本町においてキジは移入種であり絶滅を目指しているため、350羽を捕獲目標として捕獲を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	50	50	50
カラス	800	900	900
キジ	350	350	350

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟友会と連携し、銃器、捕獲箱を主体とした予察捕獲を実施する。イノシシは大山周辺集落、カラス、キジは町内全域で実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ カラス キジ	鳥獣被害に対する普及啓発活動を実施し、地域住民が主体となった対象鳥獣が住みづらい環境の整備に努める。
令和4年度	イノシシ カラス キジ	鳥獣被害に対する普及啓発活動を実施し、地域住民が主体となった対象鳥獣が住みづらい環境の整備に努める。
令和5年度	イノシシ カラス キジ	鳥獣被害に対する普及啓発活動を実施し、地域住民が主体となった対象鳥獣が住みづらい環境の整備に努める。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

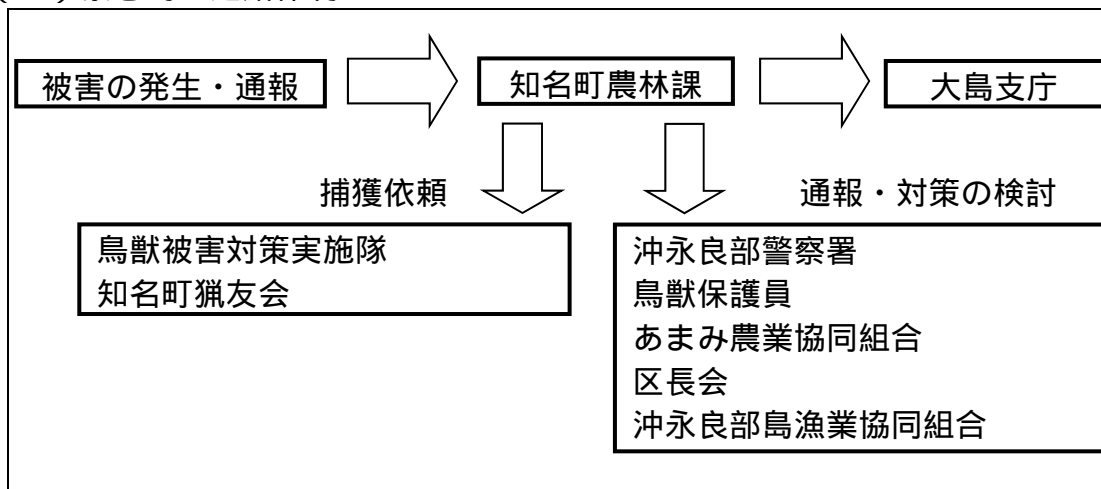
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
知名町農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 ・ 関係機関の連絡調整 ・ 町民に対する啓発活動
鹿児島県大島支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言 ・ 周辺市町村との連絡調整
沖永良部警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器使用捕獲時の指導及び助言 ・ 町民からの被害発生状況及び鳥獣の出没情報の町への情報提供 ・ その他捕獲に関する安全管理
知名町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況や出没情報等の情報提供 ・ 捕獲活動の実施、各集落への指導
知名町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 被害発生や出没情報等の情報提供 ・ 一斉捕獲活動の実施
区長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害に関する情報提供
沖永良部島漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害に関する情報提供

あまみ農業協同組合	・被害状況の把握、被害対策の指導
鳥獣保護管理員	・鳥獣の保護に関する情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、キジについては、捕獲後速やかに埋設処分及び自家消費とする。カラスについては、捕獲後速やかに埋設処分、若しくはクリーンセンターへ持ち込み焼却処理とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	知名町有害鳥獣捕獲対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
知名町農林課	協議会の事務局を担当する。また、被害状況の情報収集、情報提供、及び被害対策に関する技術指導を行う。
区長会	被害状況の情報収集、情報提供を行う。
知名町猟友会	被害状況の情報収集、情報提供、有害鳥獣の捕獲を行う。
あまみ農業協同組合	被害状況等の情報提供及び営農指導。
沖永良部島漁業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供
鹿児島県大島支庁	被害状況の情報収集、情報提供、及び被害対策に関する技術指導を行う。
沖永良部警察署	捕獲に関する安全指導を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農政部，環境林務部	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供、及び技術指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、農林水産業被害防止を目的として被害発生状況の調査、被害防止対策の普及啓発及び指導を行うことで、町内鳥獣被害の軽減を図る。 H26.4.1設置（町職員）5人（うち狩猟免許保持者0人） H29.4.1設置（民間）2人（猟友会）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害対策に関する普及啓発を実施するとともに、農家による管理体制を整備するなどし、集落住民が主体となった野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を促進する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害に関する情報を関係者全体で共有し、効率的で効果的な対策を講じ、研修会等を通じて広く普及啓発を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度(1期)	平成22年4月1日
平成24年度(2期)	平成25年4月1日
平成27年度(3期)	平成28年4月1日
平成30年度(4期)	平成31年4月1日
令和2年度(5期)	令和3年4月1日
令和3年度変更(5期)	